

建設省告示第 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十二條第一項の規定に基づき、特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といつ。）第百九条の五各号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、建築基準法第六十三條に規定する屋根の構造（令第百三十六條の二の二各号に掲げる技術的基準に適合するものに限る。）とすることとする。

第二 令第百九条の五第一号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、建築基準法第六十三條に規定する屋根の構造とすることとする。

附 則

この指示は、平成十二年六月一日から施行する。